

※法律等は随時変更されます。必ず最新の法律をご確認下さい。弊社にお問い合わせの際は、「〇年〇月号No.〇」のように、番号にてお問い合わせ下さい。

1 12月1日で健康保険証の有効期限が終了



施行日：2024年12月2日



法案 ☐ 成立済 ☐ 施行済 ☒



健康保険法

12月1日を以て、従来の健康保険証が使用できなくなる。2024年12月2日より新規発行は終了しており、マイナ保険証（マイナンバーカードに健康保険証の機能を登録したもの）を基本とする制度に移行しているが、その経過措置が終了するためである。なお、有効期限の終了に伴い、マイナンバーカードを持たない人・マイナンバーカードを持っているがマイナ保険証の登録をしていない人には、申請不要で事前に資格確認書が自宅に送付されている。※協会けんぽの場合、7月下旬～10月下旬

事業主や従業員にとって、従業員の退職時に保険者に健康保険証を返却する必要がなくなること以外、この法改正による手続きの変化はない。ただし、健康保険証に関して社内ガイダンス資料等を周知している場合は、情報更新が必要である。

【参考：厚生労働省／マイナ保険証の利用促進等について】 <https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001193993.pdf>

【参考：全国健康保険教会／健康保険証（被保険者証）】 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat710/sb3160/sbb3160/1939-189/>

【参考：全国健康保険教会／マイナ保険証をお持ちでない方へ資格確認書を送付します】 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/event/cat550/shikakusoufu/>

【参考：マイナポータル】 https://faq.myna.go.jp/category/show/108?site_domain=default

2 被用者保険の保険料調整



施行日：未定



法案 ☐ 成立済 ☒ 施行済 ☐



厚生年金保険法

近年、社会保険の加入対象が徐々に拡大されている。加入要件の一つである企業規模要件について、政府は段階的に撤廃する見込みとしている。なお、企業規模要件とは従業員数に関する要件であり、現在は従業員数51人以上であれば、その企業で働く短時間労働者は以下をすべて満たすことにより社会保険に加入することとなる。

- ①週所定労働時間が20時間以上である / ②月収8.8万円以上（年収106万円）である ←3年以内に撤廃予定
- ③2ヶ月を超えて雇用される見込みがある / ④学生（夜間学生・通信制学生を除く）ではない

短時間労働者が新たに社会保険に加入すると、労働時間や時給を変えない限り手取り収入が減ってしまうことから、政府は労働者の保険料負担を軽減するために3年間の特例措置を講じることを発表した。これは、社会保険料の労使折半分のうち、一定割合を会社が追加負担し、かつその追加負担分を国などが全額補助することで、労働者の保険料負担を軽減するものである。軽減後の負担割合は、標準報酬月額に応じて設定される。なお、具体的な時期や手続きについては今後発表される予定である。仮に、保険料負担が緩和されたとしても、短時間労働者を雇用する企業にとって、従業員の働き控えや離職に至る懸念は残るため、企業ごとに人員確保の対策が望まれる。

【参考：厚生労働省／年金制度改正法が成立しました】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html

人事労務トピックスの内容について、**オンライン無料相談**を受け付けています。
ご希望の方は、jinjic@attax.co.jp まで「人事労務トピックス無料相談希望」の旨を明記の上、お問い合わせください。
※日程調整は承りますが、ご希望に沿えない場合がございます。予めご了承ください。